特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０９８号

東京都中央区日本橋３丁目８番２号新日本橋ビル税理士法人東京総合会計内
清算株式会社　養生堂日本株式会社
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第３０２９号

大阪市中央区本町４丁目１番13号
清算株式会社　株式会社サンウェル・ジャパン
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０８７号

東京都板橋区板橋１丁目５番10号
清算株式会社　株式会社フォトン
代表清算人　園部　眞也
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更